

産業建設常任委員会

日 時 平成 29 年 4 月 27 日（木）午前 10 時～
場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

（1）行政報告

- ①簡易水道・地域下水道事業の現況について
（上下水道部）
- ②第 3 次亀岡市元気農業プランの策定について
（産業観光部）
- ③改正農業委員会に係る募集等について
（産業観光部）

（2）行政視察に係る事前調査

- ①視察行程について
- ②視察目的及び視察項目の概要等について
- ③調査事項の抽出

3 その他

亀岡市議会産業建設常任委員会行政視察

1 視察市

視察市	市制施行	人口	面積	議員数	電話	視察事項
静岡県 藤枝市	昭和 29. 3. 31	146,761 人	194.03K m ²	22 人	054-643-3552 議会事務局 野口様	・「ふじえだ花回廊」事業 (市民総ぐるみによる花のまちづくりの推進) ・民間活力導入による中心市街地のまちづくり
埼玉県 川口市	昭和 8. 4. 1	594,274 人	61.95K m ²	42 人	048-257-1405 議会事務局 西岡様・宮代様	・地域貢献事業者認定事業 (中小企業振興条例(議員提案)に基づく取組み)
神奈川県 藤沢市	昭和 15.10. 1	427,298 人	69.57K m ²	36 人	0466-50-3566 議会事務局 服部様・羽島様	・地産地消推進事業 (地産地消推進条例(議員提案)に基づく取組み)

2 行程(集合場所及び時間:亀岡駅 午前8時20分集合)

5月16日 (火)	<p>JR山陰本線 8:58着 亀岡駅 ————— 京都駅 [乗換] ————— 掛川駅 [乗換] ————— 藤枝駅 ————— <昼食> 8:31発 9:08発 11:17発</p> <p>東海道本線 11:43着 徒歩 藤枝駅 ————— 静岡駅 [乗換] ————— 16:02発 16:38発</p> <p>ひかり472号 静岡駅 [乗換] ————— 川口駅 16:38着</p> <p>徒歩 (現地視察込) 藤枝市 視察 (官民複合施設 BiVi 藤枝3階: 駅南図書館) ————— 藤枝駅</p> <p>13:15~15:15</p> <p>17:40着 東京駅 [乗換] ————— 川口駅 17:54発</p> <p>JR京浜東北・根岸線 18:23着</p>	(宿泊先) 川口センターホテル 048-259-5500 埼玉県川口市幸町 3-7-31
5月17日 (水)	<p>徒歩 徒歩 徒歩 ホテル ————— 川口市 視察 ————— <昼食> ————— 川口駅 ————— 赤羽駅 [乗換] ————— 藤沢駅 ————— 9:45発 10:00~12:00 13:22発 13:29発</p> <p>13:25着 14:33着 JR京浜東北・根岸線快速</p> <p>徒歩 徒歩 街なみ継承地区等視察 ————— 藤沢駅</p>	(宿泊先) ホテルینگ インターナショナル 湘南藤沢 0466-55-1112 藤沢市藤沢 109-5
5月18日 (木)	<p>徒歩 徒歩 徒歩 ホテル ————— 藤沢市 視察 ————— <昼食> ————— 藤沢駅 ————— 小田原駅 [乗換] ————— 京都駅 [乗換] ————— 亀岡駅 9:15発 9:30~11:30 13:24発④ 14:08発⑬ 16:27発</p> <p>JR快速7ヶイ 13:51着 ひかり515号 16:11着 JR山陰本線 16:55着</p>	

①静岡県藤枝市（人口146千人、面積194K㎡）

<p>視察項目①</p>	<p align="center">「ふじえだ花回廊」事業 （市民総ぐるみによる花のまちづくりの推進）</p>
<p>視察の目的 （本市の現状と課題）</p>	<p>本市の豊かな自然や生物多様性、地域に残る文化・歴史などの魅力ある地域資源を埋もれさせることなく亀岡の名所づくりや原風景などの景観保全を進めるとともに、快適で潤いのある生活環境や美しい景観を創出し、住む人が誇れるまちづくりを推進するため、平成29年度当初予算の重点事業として「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム」事業が「新たな魅力づくり」として計上された。</p> <p>藤枝市は、平成27年3月に「ふじえだ花回廊基本構想」を策定し、「いつも どこでも どんなときも 花でつながるまち」実現に向けて取組を進めている。また「ふじえだ花回廊サポーターズ」等、市民の力を活用した、市民総ぐるみによる花のまちづくりを推進していることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
<p>視察項目の概要</p>	<p>ふじえだ花回廊基本構想の策定（平成27年3月）</p> <p>○「いつも どこでも どんなときも 花でつながる」まち</p> <p>①「いつも」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムリーな花情報の発信 ・1年を通して花を楽しむサイクル作り ・花を取り入れた生活の提案 <p>②「どこでも」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花と緑にあふれる美しい地域づくり ・市民や市民団体と連携した市内全体の緑化推進 ・環境に配慮した緑化運動 <p>③「どんなときも」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花に関するイベント等の開催 ・花を買う、贈る、飾る仕組みづくり ・花を使ったおもてなしの強化 <p>④「花でつながる」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの頃から花に親しむ機会の増大 ・花マスターの育成、活用 ・花を通じた交流の促進 <p>市民や企業と連携した取り組み</p> <p>○ふじえだ花回廊サポーターズ事業費補助金を交付 市民が行う花の魅力発信や花を通じた交流活動にかかる経費を補助</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内や友好都市等で複数の団体が行う花に関する交流事業 ②ふじえだ花回廊を発信するために実施するイベントや広報活動 ③ふじえだ花回廊を推進する機運を醸成するための啓発事業 ④市内の公共施設や公開性がある場所への植栽活動

	<p>【補助額】</p> <p>①～③：経費の2分の1以内（上限20万円）</p> <p>④：経費の2分の1以内（上限5万円）</p>
本市の関連施策、方針等	<p>○平成29年度一般会計予算</p> <p>・「亀岡まるごと・ガーデン・ミュージアム」プロジェクト事業（30,810千円）</p> <p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいプラザ庭園整備事業 ・構想策定に係る調査・研究事業 （構想調査研究委託料5,260千円、構想事業21,950千円 それぞれ国1/2） ・ウエルカムガーデン整備事業（市民協働により実施） ・花と緑のまちづくり事業 ・オープンガーデン （「オープンガーデンかめおか」開催中：特定非営利活動法人 亀岡・花と緑の会） ・亀岡の銘木選定事業 ・さくらまつり ・桜守認定制度 ・わがまち花づくり推進事業
調査事項の抽出、意見等	

視察項目②	民間活力導入による中心市街地のまちづくり
視察の目的 (本市の現状と課題)	<p>民間経営ノウハウの活用と競争力発揮等を期待し、また、限られた財源・人材を有効活用するため、全国的に民間活力を導入する動きが高まっている。</p> <p>本市においては、公共施設等総合管理計画が策定され、公共施設のマネジメントが必要とされている中、亀岡会館・中央公民館・厚生会館など市民活動の拠点が耐震診断により使用できなくなっており、今後の公共施設のあり方の検討が必要となっている。同時に、本市のまちづくり・中心市街地の活性化には、公共施設のあり方が密接に関わってくる。</p> <p>藤枝市では、官民共同による複合施設の導入が進められており、本市の今後のまちづくりを考える上で参考とするために視察を行う。</p>
視察項目の概要	<p>J R 藤枝駅と一体化した再開発</p> <p>藤枝駅前「駅南口西地区ABC街区」(市有地)を売却</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年の静岡空港開港を控え、広域的なまちづくりが進められる中、藤枝駅周辺にさらに人々が集い、にぎわい、交流する、中核的都市にふさわしい魅力づくりが必要。 ⇒民間活力による、高度な土地利用を図る。 ⇒藤枝駅周辺の将来展望も視野に入れた開発計画についての提案を募り、最も優れた計画の提案者に土地を売却する。 ・平成17年11月事業者募集、平成22年「オーレ藤枝」オープン <p>【平成25年6月時点の総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CATV放送センターと連携した情報発信事業や、「スポーツ」「健康」をコンセプトにしたフィットネスや温浴施設は、継続的な集客となっており、歩行者通行量に大きく貢献。 ・市民参加型イベントや「駅周辺イルミネーション事業」「て～しゃばストリート開催事業」などとの連携から、周辺施設等との連携が深まり、イベント等が定着し、賑わい創出に大きく貢献。 <p>「2分の1の投資」で市立図書館整備とにぎわいづくりを実現</p> <p>旧市立病院跡地で官民共同による複合施設を整備</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JRに近接している当該土地の有効活用・高度利用を民間活力導入により推進し、にぎわいの拠点づくりを行う。また、新たな図書館整備を行い、両施設の相乗効果により幅広い世代の交流を促進し、中心市街地の活性化を図る。

	<p>【事業形態】</p> <p>土地：市有地…民間事業者が土地賃料を支払い 建物：民間事業者所有…市が公共施設部分の賃貸借両を支払い ⇒駅前としてのまちなか立地と、自動車交通による郊外型の集客可能性の両特性を生かした「にぎわい創出」を図るための施設の提案を募り選定。 ⇒平成21年「BiVi藤枝」オープン</p> <p>【平成25年6月時点の総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域集客力のある民間施設と集客性の高い公共施設との相乗効果により、継続利用者やリピーターも多く、中心市街地における時間消費の向上、歩行者通行量の増加に大きく寄与。 ・集客力の維持が課題であり、新たな魅力づくりが必要。
<p>本市の関連施策、方針等</p>	<p>○都市計画マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5章 まちづくりの推進方策 <p>「地域が主体となって取り組むまちづくりを促進するとともに、限られた財源の中で効率的・効果的にまちづくりを推進するため、計画的な事業実施はもとより、都市計画制度の適切な活用と<u>民間活力の有効利用を図ります。</u>」</p> <p>「効率的・効果的なまちづくりを推進するため、公的施設の整備や維持管理などについて、財源の有効活用や積極的な<u>民間活力の導入を促進します。</u>」</p>
<p>調査事項の抽出、意見等</p>	

②埼玉県川口市（人口594千人、面積61.95㎡）

視察項目	地域貢献事業者認定事業 （中小企業振興条例（議員提案）に基づく取り組み）
視察の目的 （本市の現状と課題）	<p>少子高齢化や人口減少が加速する中、本市においては、大型店舗の進出やインターネットの普及等による購買形態の変化等により、地域に密着して地元へ貢献度の高い商店街が売り上げの減少や後継者不足で疲弊している。また交通便利性が高いことから京都市等に消費が流出し、商店街においても空き店舗が発生している。</p> <p>本市議会においては、行政を初め関係団体が一体となって商業の活性化を図る必要があるとの考えのもと、平成28年7月に商店街連盟との意見交換会を実施した。そのような中、大型店などの事業者の地元貢献を促す取組や地域商業の活性化につながる効果的な施策が求められている。</p> <p>川口市では、議員提案により「中小企業振興条例」が制定されており、中小企業者の事業活動の活性化の推進に取り組まれている。また、「地域貢献事業者認定事業」により、事業者の地域貢献を促す取組が進められていることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
視察項目の概要	<p>①中小企業振興条例</p> <p>平成22年3月24日制定 （平成22年3月定例会で議員提案され、全会一致で可決）</p> <p>【目的】</p> <p>川口市の経済発展に中小企業が果たす役割の大きさを市民に認識していただくとともに、市内事業者、市民、市内産業団体、行政それぞれの役割を明確にし、中小企業を元気にすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念（第3条）（要約） 市、中小企業者、中小企業団体、市民は相互に連携・協力して、中小企業者の事業活動の活性化の推進に努める。 ・ 市の責務（第4条）（要約） <ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業者・中小企業団体と密接に連携し、中小企業及び産業の振興のための指針を定めるよう努める。 ② 国・県・その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付、その他中小企業者に対する支援等、必要な施策を講じなければならない。 ・ 中小企業者・中小企業団体の役割と努力（第5条）（要約） 中小企業者・中小企業団体は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善・強化・従業員の福利向上に努め、地球環境との調和、消費生活の安定・安全性の確保に十分配慮し、地域経済の振興・発展に貢献するものとする。 ・ 市民の理解と協力（第6条）（要約） 市民は、中小企業者が地域経済の振興・発展、市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、中小企業者の育成・発展に協力するよう努める。

	<p>②地域貢献事業者認定事業</p> <p>【目的】 地域貢献活動を行う市内事業者を地域貢献事業者として認定し、市が積極的に市内外にPRすることにより、事業者のイメージの向上と販路拡大を図るとともに、地域社会からの信頼の向上を促進し、市内産業の活性化を目指す。 ○平成25年度創設 ○平成28年11月1日時点で37事業者を認定</p> <p>【対象】 中小企業者、農業者、中小企業等協同組合、農業協同組合、商店街など。</p> <p>【認定の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みチェックリストの基準をクリアしていること ・地域貢献活動の実績が6項目のうち3つ以上 <p>【認定のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア、広報紙、ホームページ、パンフレット等で広くPR ・地域貢献事業者資金融資制度の利用 ・各種補助金・助成金等がアップ ・事業所税相当額の一部を補助 ・表彰及び報奨金 ・総合評価制度を採用する市の公共工事で加点
<p>本市の関連施策、方針等</p>	<p>京都府「南丹地域商業ガイドライン」 大型店舗の誘導エリアの指定・地域貢献策等を示したもの。これに基づき市町村で土地利用規制・指導が図られている。</p> <p>「特定大規模小売店舗に求める地域貢献策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のまちづくりへの支援 ・地域コミュニティへの支援 ・地域の経済社会への貢献 <p>「既存大規模小売店舗の事業者が取り組んでいる地域貢献策」 地域の祭り・花火大会等の伝統行事・恒例行事への協力をはじめ、地域貢献策に一定取り組まれ、成果をあげてきている。南丹地域においては、今後、本商業ガイドラインで特定大規模小売店舗に求める地域貢献策について、まちづくりの推進のために、既存大規模小売店舗の事業者に対しても求めていくものとする。</p>
<p>調査事項の抽出、意見等</p>	

③神奈川県藤沢市（人口427千人、面積69.57㎡）

視察項目	<p style="text-align: center;">地産地消推進事業 （地産地消推進条例（議員提案）に基づく取組み）</p>
<p>視察の目的 （本市の現状と課題）</p>	<p>農業の持続的な発展を目指し、活力あるにぎわいの農業振興を推進することは、農業を基幹産業とする本市において重要な課題である。また、地元商店等の振興のためにも、地産地消の推進が求められている。</p> <p>藤沢市は「地産地消の推進に関する条例」を制定し、「地産地消推進計画」に基づき施策を展開している。地産地消推進計画は平成27年度に第2期計画が終了し、総括が行われている。平成28年度からは総括を踏まえ、第2期計画を発展させた第3期計画を推進しており、積極的に地産地消に取り組んでいることから、その事例を学び、参考とするため視察調査を行う。</p>
<p>視察項目の概要</p>	<p>「地産地消の推進に関する条例」を議員提案により制定 （平成21年9月定例会）</p> <p>【目的】</p> <p>市、生産者、消費者、事業者の役割を明らかにし、安全で安心な農水産物等の安定した生産・供給、食育との連携により、農水産業の持続的な発展及び健康的で豊かな市民生活の実現に資すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の役割（第4条）（要約） 地産地消の推進に関する施策を実施する。 ・ 生産者の役割（第5条）（要約） 農水産物の安全性の確保、品質等に関する情報を消費者に提供に努める、市が実施する施策に協力する。 ・ 消費者の役割（第6条）（要約） 生産者の取組を理解し、市内農水産物を優先的に使用するよう努める。市の施策に協力するとともに、家庭や地域で食育を推進する。 ・ 事業者の役割（第7条）（要約） 生産者・消費者と連携し、地産地消の推進に取り組み、市の施策に協力する。 ・ 市の施設における市内農水産物等の優先使用（第10条）（要約） 学校、保育所その他の市の施設において給食等の提供を行うときは、市内農水産物を優先的に使用するよう努める。 <p>「地産地消推進計画」策定（平成22年6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度～27年度 第2期計画 ・ 平成28年度～30年度 第3期計画 <p>「地産地消の推進により、生産者が誇りと意欲を持って農水産業に従事し、安全で安心な地元の食品を消費者に安定供給することにつながり、食文化の伝承、郷土への愛着心を育むとともに、地域の活性化を図る。」</p>

	<p>【主な取り組み】</p> <p>第2期計画と課題</p> <p>1 「湘南ふじさわ産」農水産物・食品の普及啓発情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進月間の設定と啓発 ・生産情報の提供 ・旬の食材のおいしい食べ方のPR ・地産地消講座の開催 ・メールマガジンやホームページで情報発信 <p>2 小売店、量販店、卸売業における流通促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型直売所の活用 ・卸売市場による流通拡大 <p>⇒空き店舗を活用した直売所の設置:農家自らが店頭立つ時間が取れない。</p> <p>3 飲食店、公共施設、家庭等での利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「湘南ふじさわ産利用推進店」の拡大と情報発信 <p>⇒利用推進店に登録されることによって、消費者が行ってみたいと思う制度の構築が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校及び保育園、公共施設における利用促進 <p>⇒給食で供給可能な品目数が定まっているため、使用量や使用回数の増加が必要。献立に使用する量を契約取引で確保する方策など増加に努める必要がある。</p> <p>4 安全・安心でおいしい農水産物や特産品づくり、農水産業・加工業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産履歴の記帳と情報提供 ・トレーサビリティ取組の強化 ・GAP（農業生産工程管理手法）の普及促進 <p>5 生産者と消費者の交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おいしいふじさわ産サポーター」に月1回メールマガジン発行、年1回アンケート <p>⇒サポーターの新規登録者の伸び悩み。SNS等新たな情報交換・発信ツールの導入の検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施策との連携（収穫観光ウオークラリー） ・ふれあい交流イベントの実施（年12回） <p>6 食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地産地消レシピコンテスト」により給食オリジナルメニューを選定 ・稚魚放流体験、農業体験講座、援農ボランティア養成講座 <p>第3期計画（今後）</p> <p>【重点的に取り組む施策】</p> <p>1 「藤沢産」農水産物の需要拡大・供給強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢産」を表すシール等で表示 ・量販店等でのコーナーの設置促進 <p>2 学校給食供給強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校周辺で生産されている農産物の活用 ・契約取引による共販出荷野菜の確保
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・大型直売所出荷物の効率的供給 ・環境にやさしい生産、流通体制の確立 <p>3 「藤沢産利用推進店」制度の充実、ブランド強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢産利用推進店」制度の充実（ランク分け、入手先情報の提供） ・藤沢ブランドの開発支援 ・高付加価値化への取組（品種の開発、加工食品等の研究を支援） ・6次産業化によるブランドの推進 <p>【長期的に取り組む施策】</p> <p>1 付加価値向上に取り組む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心「藤沢産」農産物の生産・流通体制の整備 ・新鮮な「藤沢産」農水産物の提供 ・旬の普及啓発、情報提供 <p>2 継続的に取り組む施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成支援 ・生産者と消費者の交流、体験機会の提供 <p>3 関連する施策との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育施策、観光施策、シティプロモーションとの連携
<p>本市の関連 施策、方針 等</p>	<p>第3次亀岡市元気農業プラン 具体方策4 流通システムの充実</p> <p>「農業・農村に対する関心の高まりを踏まえ、都市近郊に位置する立地特性や自然環境を生かした都市農村交流を通じて、「食」と「農」に関する理解促進と地産地消を進めます」</p> <p>①食と農を通じた地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流を通じて食と農に関する理解と地産地消の推進 ・将来を担う子どもたちへの食と農の理解促進 ・地域の「食」と「食文化」の普及・継承 <p>②販売戦略の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な農産物の生産振興や品質向上によるブランドの確立 ・消費者ニーズに対応できる生産・流通システムの確立の支援 ・ふるさと納税返礼品として地元産品の活用 <p>③特産品の振興</p> <p>④「亀岡牛」のブランド化</p> <p>⑤農産物の発信、販売拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物の情報発信、販売拠点の開設支援
<p>調査事項の 抽出、意見 等</p>	

産業建設常任委員会資料

上 下 水 道 部

平成 29 年 4 月 27 日

簡易水道事業の上水道事業への統合について(行政報告)

1 経緯

簡易水道事業は、一般的に経営基盤が脆弱であるため、地域住民に対するサービス水準の均一化等を図る観点から、地域の実情に対応した事業の統合・広域化を推進し、財政基盤・技術基盤の強化を通して効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえて、厚生労働省は、簡易水道に対する支援制度を維持しつつ、重点的に簡易水道の統合、上水道化を推進するため、平成19年6月に「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「同取扱要領」を一部改正しました。

この改正により、簡易水道事業にかかる国庫補助金が、特別な場合を除き平成28年度をもって廃止されることになったため、亀岡市としても簡易水道事業の経営方針について検討を行い、平成21年10月策定の亀岡市水道ビジョン及び平成23年1月策定の第4次亀岡市総合計画において、厚生労働省の方針に基づき、順次、上水道事業への統合を目指すとしています。

2 統合の目的

簡易水道事業を上水道事業に統合することにより、安全・安心な水道水を安定的に供給し、均一で良質な水道サービスを実現することができます。

具体的には、水道事業の一元管理(財政基盤・技術基盤の強化)、維持管理体制の強化、危機管理体制の充実です。

なお、平成28年度末までに統合をするための事業については、国庫補助金の対象としていましたが、平成28年1月6日付けで期限延長の通知があり、平成31年度末までに期限が延長されました。

平成28年度の補助金額は要望額の65%であったため、亀岡市においては事業を1年間延長し、平成29年度事業完了とすることで事業に係る補助金を確保することとし、財政負担の軽減を図ることとしました。

3 本市の簡易水道事業の現状

本市には、これまで上水道事業への編入、簡易水道の統合を経て、現在5箇所の簡易水道事業があります。

(簡易水道事業)

- ・川東簡易水道 (馬路町、旭町、河原林町)
- ・千歳簡易水道 (千歳町)
- ・保津簡易水道 (保津町)
- ・犬甘野簡易水道 (西別院町犬甘野)
- ・柚原簡易水道 (西別院町柚原)

簡易水道事業においては、小規模でありながら、それぞれ水源を確保し、浄水場、配水池を設置して事業経営を行っています。

4 統合の概要

(1) 統合の時期

平成29年度末までに、統合整備に係る事業を完了し、平成30年度から上水道事業へ統合する計画です。

(2) 統合の形態

ア. 上水道と接続(ハード統合)する簡易水道は3箇所です。

上水道配水池から給水する区域となります。

(川東簡易水道・千歳簡易水道・保津簡易水道)

イ. 上水道と接続できない簡易水道は2箇所です。

上水道の給水区域とは離れているため経営統合(ソフト統合)を行います。(犬甘野簡易水道・柚原簡易水道)

(3) 統合整備の概要

ア. 統合に伴う施設整備については、各々の簡易水道で整備を行った後、上水道へ統合します。

イ. 整備内容は、耐用年数が経過している施設や老朽化が進んでいる施設の更新、管路の布設替工事が主な整備となります。

また、簡易水道側の負担で、上水道と接続するための管路(連絡管)整備も行います。

5 統合に伴う整理事項

(1) 施設整備に係る費用は、国庫補助金や市からの支援を受け、さらには地元簡易水道受益者の負担や各簡易水道の積立基金で対応します。

簡易水道受益者の負担については、多額な負担となる簡易水道もあります。

(2) 水道料金については、上水道事業の水道料金体系になります。

ただし、上水道料金体系へ移行することにより大幅な料金値上げが伴う簡易水道(1箇所)については、段階的に料金値上げ(経過措置)を行い、上水道料金に統一します。

6. 総事業予定額 974,606千円

(1) 平成27年度の事業費 186,428千円

(2) 平成28年度の事業費 559,418千円

(3) 平成29年度の予定事業費 228,760千円

※簡水別内訳表

(単位:千円)

	川東	千歳	保津	犬甘野	柚原
平成27年度	117,473	11,853	7,572	47,631	1,899
平成28年度	62,915	64,318	244,840	62,731	124,614
平成29年度	4,900	92,560	65,230	0	66,070
総事業費	185,288	168,731	317,642	110,362	192,583
国庫補助金	0	38,285	66,147	33,429	56,709

(4) 統合に伴う地元負担の考え方について

- ア. 統合に係る事業費については、起債借入を前提として、元利償還額に対して交付税措置を受けるものです。
- イ. これまでの起債残額も含め、起債残額の総額から交付税措置を受ける残りの地元負担分の起債残額一戸当たりが、上水道起債残額一戸当たりよりも大きくなった分を地元負担として、簡易水道で整理いただくことで、理解をいただいています。

(5) 地元負担が必要な簡易水道(事業開始当時の提示金額)

- ア. 犬甘野簡易水道 一戸当たり 約 25 万円 (対象戸数 112 戸)
- イ. 柚原簡易水道 一戸当たり 約 56 万円 (対象戸数 90 戸)

- ウ. 事業完了による精算額にて再度算出します。
当初提示額より減額できる見込みです。

※参考(各簡易水道規模)

平成 28 年 3 月 31 日現在

	川東	千歳	保津	犬甘野	柚原
給水人口	3,441 人	1,186 人	1,698 人	286 人	225 人
給水戸数	1,194 戸	454 戸	672 戸	111 戸	90 戸
一日最大配水量	1,252 m ³ /日	571 m ³ /日	678 m ³ /日	130 m ³ /日	192 m ³ /日

7 事業計画

(1) 平成 27 年度の実施事業

- ア. 川東簡易水道・・・実施設計 一式、老朽管更新工事 L=3,333.7m
- イ. 千歳簡易水道・・・実施設計 一式、老朽管更新工事 L= 68.7m
加圧ポンプ場用地取得 A=136.4 m²
- ウ. 保津簡易水道・・・実施設計 一式
- エ. 犬甘野簡易水道・・・実施設計 一式、老朽管更新工事 L=2,073.6m
- オ. 柚原簡易水道・・・変更認可設計業務 一式

(2) 平成 28 年度の実施事業

- ア. 川東簡易水道・・・仕切弁・減圧弁設置工事等一式・舗装本復旧工事一式
- イ. 千歳簡易水道・・・送水管整備工事 L= 848.9m
老朽管更新工事 L= 78.4m
- ウ. 保津簡易水道・・・送水管整備工事 L=1,077.4m
老朽管更新工事 L=4,412.4m
減圧弁・緊急遮断弁設置工事 一式
- エ. 犬甘野簡易水道・・・老朽管更新工事 L=920.4m、舗装本復旧工事一式
- オ. 柚原簡易水道・・・実施設計 一式、老朽管更新工事 L=2,719.4m
取・送水ポンプ設備更新工事 一式
- カ. 全簡易水道・・・遠方監視設備工事 一式

(3) 平成29年度の実施予定事業

- ア. 川東簡易水道・・・旧施設撤去工事等一式
- イ. 千歳簡易水道・・・加圧ポンプ場整備工事一式、舗装本復旧工事一式
旧施設整備等工事一式
- ウ. 保津簡易水道・・・舗装本復旧工事一式、旧施設整備等工事一式
- エ. 犬甘野簡易水道・・・事業完了
- オ. 柚原簡易水道・・・老朽管更新工事 L=111.3m、舗装本復旧工事一式
浄水場整備工事一式、

8. 今後の対応について

(1) 補助金(交付金)内示額について

- ア. 平成29年度の補助金(交付金)内示額は要望額の100%との通知を受けており、計画どおり事業を完了出来る見込みです。

(2) 水道事業変更認可取得と条例改正について

- ア. 上水道事業に係る既認可事項の変更と簡易水道の上水道統合に係る認可を平成29年度中に取得します。
- イ. 平成29年12月議会定例会にて水道事業変更に係る条例改正の議案を提出する予定です。
- ウ. 簡易水道事業廃止に係る各手続きを平成29年度中に完了します。

9. 簡易水道統合に係る課題と対応について

(1) 地元負担金に係る課題

- ア. 地元各戸の負担が必要な簡易水道においては、すべての受益者が一括で支払うことは困難なケースもあり、負担が無ければ給水を停止することも道義上困難な状況です。
- イ. 全戸対応可能とするため、一定期間の分割を可能とすることもやむを得ず、簡易水道委員会との協議により対応することとしました。(分割徴収は地元で対応頂きます)

(2) 統合に伴い水道料金が値上げとなる簡易水道での課題

保津簡易水道では、上水道統合後は上水道事業の料金体系となるため、平均使用水量で約40%の値上がりとなります。

保津町内には元々4つの簡易水道がありましたが、水道運営に対する地元の多大な努力と苦労も経て、平成8年に保津簡易水道として一つにまとめ、今日ではどこよりも安価な水道料金体系を実現されているという経過があります。

今回の統合計画によりまして、保津簡易水道区域の皆様には水道料金の値上げとなりますが、将来を見据え一定ご理解をいただくことが出来ました。

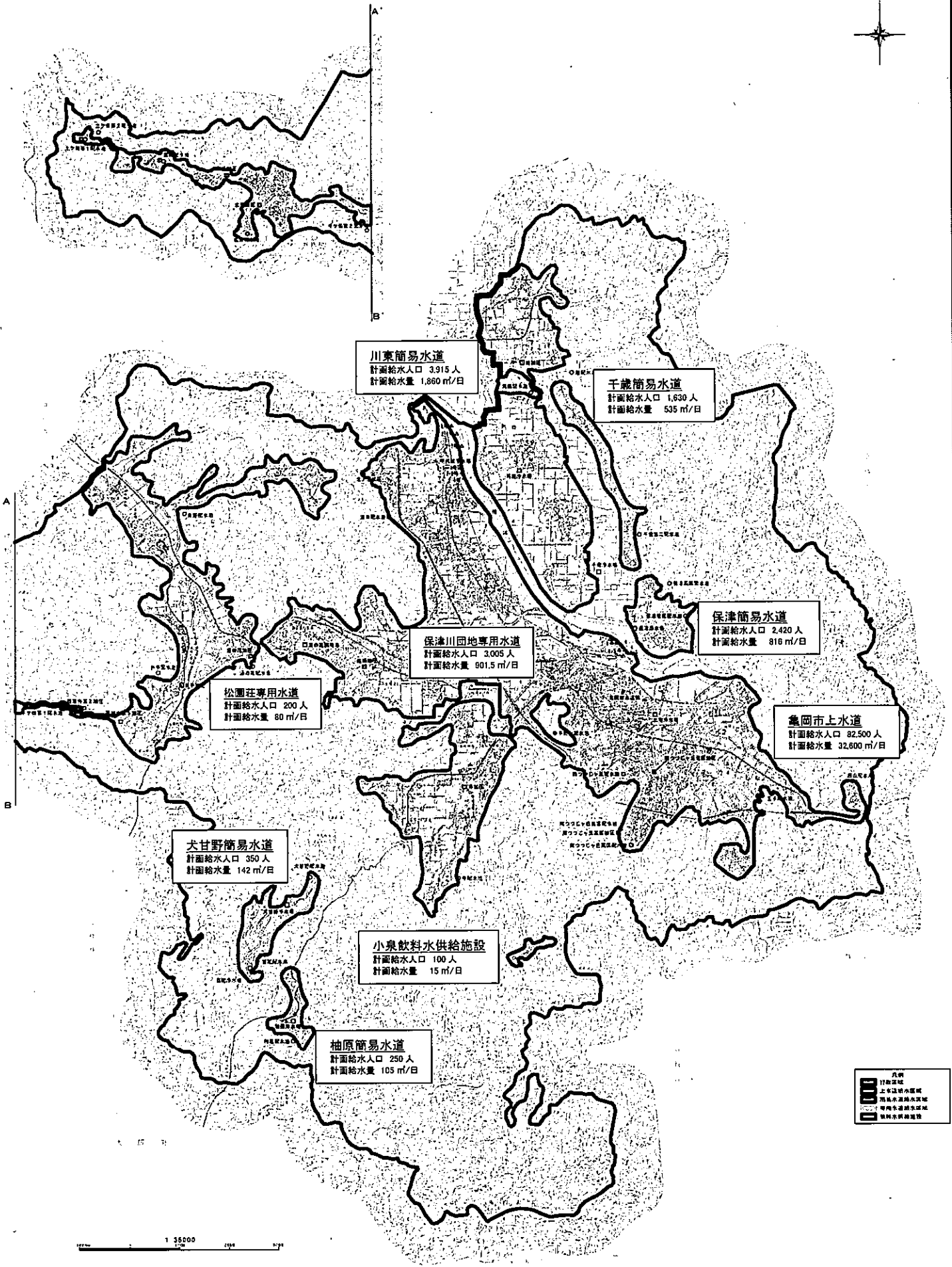
上水道料金への移行に関しては、激変緩和措置として5年間で段階的値上げをすることで地元での了解をいただき、対応することとしました。

簡易水道事業の概要

(平成 27 年度末現在)

事業名	給水開始年月 現在給水人口 給水戸数	経 緯
川東簡易水道事業	平成 20 年 4 月 3, 441 人 1,194 戸	○旭簡易水道事業（昭和 34 年創設）、馬路簡易水道事業（昭和 38 年創設）、河原林簡易水道（昭和 40 年創設）を統合し川東簡易水道事業として創設認可（平成 17 年）を取得し、平成 20 年 3 月事業を完了しました。
千歳簡易水道事業	昭和 48 年 4 月 1, 186 人 454 戸	○国分簡易水道（昭和 35 年創設）を拡張し、千歳簡易水道事業（昭和 48 年創設）としました。
保津簡易水道事業	平成 8 年 4 月 1, 698 人 672 戸	○保津ヶ丘簡易水道（昭和 29 年創設）、北保津・今石簡易水道（昭和 32 年創設）、保津簡易水道（昭和 33 年創設）を統合し保津簡易水道事業として創設認可（平成 6 年）を取得し、平成 8 年 3 月事業を完了しました。
犬甘野簡易水道事業	平成 13 年 4 月 286 人 111 戸	○百陀簡易水道（昭和 43 年創設）、犬甘野簡易水道（昭和 52 年創設）、下条簡易給水施設を統合して犬甘野簡易水道として創設認可（平成 12 年）を取得し、平成 13 年 3 月事業を完了しました。
柚原簡易水道事業	昭和 53 年 4 月 225 人 90 戸	○昭和 52 年に創設認可を取得し、平成 7 年度水源の整備事業を実施しました。

亀岡市給水区域図 S=1/35000



1 35000

亀岡市地域下水道事業の現況について

1 施設の概要

亀岡市の下水道事業は、市街化区域を中心とした公共下水道事業と、それ以外の周辺地域において、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業の3事業を地域下水道事業として特別会計を設置し、運営しています。

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、汚水処理施設の整備を推進してきたことで各事業とも建設事業は完了しており、施設の適正な維持管理と水洗化促進に努めています。

○施設概要

事業名	地区名	供用開始年度	供用開始 後年数	処理区域
特定環境保全公共下水道	保津地区	平成13年度(一部) 平成14年度(全部)	15年	保津町地内
農業集落排水	半国地区	平成9年度	19年	東本梅町地内
	犬甘野地区	平成11年度	17年	西別院町犬甘野地内
	宮前地区	平成13年度(一部) 平成16年度(全部)	15年	宮前町地内
	本梅地区	平成16年度(一部) 平成19年度(全部)	12年	本梅町地内
	川東地区	平成21年度(一部) 平成23年度(全部)	7年	馬路町、旭町、千歳町、 河原林町地内
小規模集合排水処理	小泉地区	平成12年度	16年	東別院町小泉地内

2 経営の概要

(1) 収入について

地域下水道事業の収入の主なものは、使用料と一般会計繰入金となっています。

使用料については、設置当初の地区から公共下水道事業と同一料金として、地域格差の解消及び市民負担の公平性の確保等を図ってきたところです。

今後の人口減少や節水型社会への移行に伴う有収水量の減少による減収が見込まれるところであり、下水道未接続世帯への戸別訪問などの水洗化促進の取り組みにより、使用料の増収に努めています。

(2) 支出について

3事業7地区の施設については、供用開始が平成9年度から平成23年度となっていることから、各地区で老朽化等の状況は異なり、施設・設備の長寿命化対策に取り組みながら、維持管理経費の削減に取り組んでいます。

3 「経営戦略」の策定について

地域下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を、平成29年3月に策定しました。

平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間として、事業毎に計画の中心となる「投資・財政計画（収支計画）」を作成しています。

(1) 投資・財政計画の基本的な考え方

① 収入について

- ・ 使用料の見直しについては、公共下水道の使用料と併せて検討等を行うこととし、今回の計画策定では見込んでいない
- ・ 一般会計繰入金については、施設建設費に係る財源負担割合に応じた起債元利償還金等の繰り入れを見込んでいる

② 支出について

- ・ 新たな整備・投資事業は見込んでいない
- ・ 計画的な点検・修繕により既存施設の機能維持と長寿命化を進める
- ・ 施設の維持管理経費について、効率的な事業運営に取り組むことで経費の削減を図る

③ 収支について

平成29年度から平成38年度までの収支計画を作成するうえで、収支均衡を図るための財源として、基金を取り崩し充当しています。しかしながら、平成38年度には、その基金も枯渇することから、収支不足が生じることとなっています。

4 今後の取り組みについて

亀岡市の下水道事業は、建設の時代から維持管理の時代へと移行する一方で、人口の減少、節水機器の普及や生活様式の変化など社会情勢の転換期を迎える中で、地域下水道事業を含む下水道事業を、いかにして持続的かつ安定した経営を行っていくかが課題となってきます。

各事業地区で施設・設備の老朽化の状況は異なりますが、修繕費や更新費用が増加していくことが予測され、ますます厳しい経営状況になります。

今後、地域下水道事業の施設更新整備については、近隣地区との統廃合や公共下水道事業への接続及び編入等の検討を行い、事業の効率化に向けた計画的な取り組みが必要となっています。

そのため、地域下水道事業を含む下水道事業全体の経営のあり方について、「亀岡市上下水道事業経営審議会」に諮り、その検討を進めていくこととします。

産業建設常任委員会 資料

日時 平成29年4月27日(木)

場所 第3委員会室

亀岡市産業観光部

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、市長が市議会の同意を得て任命する任命制に変更されました。現在の委員の任期満了に伴い委員を募集します。

また、農地などの利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進委員が新設されます。

申し込み方法

農業委員・農地利用最適化推進委員共通・・・団体・法人推薦または3人以上の農業者個人連名による推薦(他薦)または応募(自薦)。いずれも所定の様式に必要書類を添え、4月10日(月)～5月9日(火)<必着>に郵送が各申し込み窓口へ。

※各委員の募集の条件・手続きなどの詳細は、募集要項で確認してください。募集要項および所定の様式は、市ホームページから印刷することも出来ます。

○農業委員

主に農業委員会の総会などに出席し、農地法や他法令に基づく、農地の権利に係る許認可などに関する審議や、農地などの利用の最適化の推進などを行います。

応募資格 農業に関する識見を有し、委員の職務を適切に行うことが出来る人

募集人数 19人

任期 7月20日(木)～平成32年7月19日(日)(3年間)

報酬 19万4000円(年額)

※会長・副会長は別途規程

※旅費などは市条例に定める実費相当額を別途支給

選任方法 市長が委員候補者を選考・決定した後、市議会の同意を得て、任命します。

※その他、法令などの規定により、選考にあたっての条件があります。

申し込み先 市役所3階農林振興課
TEL25-5036

○農地利用最適化推進委員

農業委員と連携し、担当する区域において、主に農地などの利用の最適化を図るための活動(農地集積を図るための農地の貸し手や借り手の掘り起し活動など)を行います。

応募資格 農地などの利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その推進のための活動を行うことが出来る人

募集人数 29人

任期 7月20日(木)～平成32年7月19日(日)(3年間)

報酬 19万4000円(年額)

※旅費などは市条例に定める実費相当額を別途支給

選任方法 農業委員会などが委員候補者を選考、任命します。

※その他、法令などの規定により、選考にあたっての条件があります。

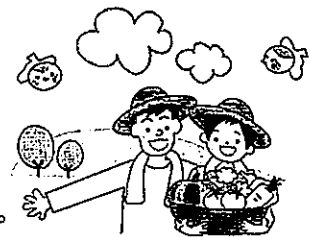
申し込み先 市役所3階農業委員会事務局
TEL25-5059

(農業委員会事務局)

農家が教える 野菜づくり・お米づくり かめおか農業塾

今年のかめおか農業塾は人気のサツマイモや黒豆の枝豆はそのままに、早生の枝豆や大根など新たな品目にもチャレンジします。地元農家の人に作り方を教わりながら、自然の豊かな恵みについて、毎日食べている“野菜”や“お米”について振り返ってみませんか。

作物(1口)	コシヒカリ、サツマイモ(5株)、早生の枝豆(5株)、丹波黒豆の枝豆(5株・一部を黒豆にして収穫することもできます)、大根 ※卒業記念品は収穫した野菜とお米(玄米5キログラム)です。
日程	5月7日(日): サツマイモ・早生の枝豆の植え付け 5月28日(日): 田植え 6月18日(日): 丹波黒豆の枝豆の植え付け、草引き 7月9日(日): 草引き、土寄せ 7月23日(日): 早生の枝豆収穫 9月3日(日): サツマイモの収穫、大根の種まき 9月17日(日): 稲刈り 10月15日(日): 丹波黒豆の枝豆・大根の収穫、収穫祭 ※天候や生育状況により日程を変更することがあります(少雨実施)。 ○塾の日以外にも草引きや水やりなどの手入れにお越しく下さい。
時間	午前10時～正午(収穫祭は午後1時まで)
ところ	吉川町穴川(現地集合・解散) ※京都縦貫自動車道亀岡インターチェンジから約10分。亀岡運動公園すぐそば。
対象	亀岡市内在住を問わず、どなたでも参加できます。
定員	50口(応募多数の場合は抽選)
参加料	1口 8,000円 ※家族やグループで1口、1人で2口以上の申し込みも可能です。応募多数の場合は口数を調整する場合があります。 ※開塾後の参加料の返金はできませんのでご了承ください。



申し込み 4月21日(金)<必着>までに、はがき、FAX、市ホームページから①申し込み口数②代表者の住所、申込者全員の氏名・年齢(学年)③連絡先((携帯)電話番号・FAX番号・電子メールアドレス)[急な日程変更時などに連絡します]を記入し次へ
※参加決定者には詳しい案内を送付します[4月下旬 発送予定]。
※記入いただいた個人情報は、かめおか農業塾に関する連絡のみに使用します。
〒621-8501(住所不要) 亀岡市農林振興課「かめおか農業塾参加者募集」係
TEL25-5036、FAX25-4400

(農林振興課)

特殊詐欺に注意! 「うちはだまされへんで」大作戦展開中～亀岡警察署～

[総合トップ](#)[ホーム](#) > [市政](#) > [行政委員会](#) > [農業委員会](#) > [農業委員および農地利用最適化推進委員の募集について](#)

更新日：2017年4月3日

農業委員および農地利用最適化推進委員の募集について

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、市長が市議会の同意を得て任命する任命制に変更されました。現在の委員の任期満了に伴い、委員を募集します。

また、農地等の利用の最適化を推進するため農地利用最適化推進委員が新設されます。

農業委員および農地利用最適化推進委員ともに農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者による候補者の推薦、応募による募集を行います。

募集期間・方法

平成29年4月10日(月曜日)～平成29年5月9日(火曜日)に郵送か窓口へ持参してください(必着)。

([農業委員](#)…農林振興課(3階4番窓口)、[農地利用最適化推進委員](#)…農業委員会事務局(3階3番窓口))

募集の条件・手続きなどの詳細について

各委員の募集の条件・手続きなどの詳細は、募集要項で確認してください。募集要項および所定の様式は、農林振興課および農業委員会事務局の窓口へ備え付けるほか、下記から確認いただくことができます。

農業委員

- [農業委員募集要項](#) (PDF: 186KB)
- [農業委員推薦書](#) (別記様式第1号 個人用) (ワード: 59KB)
- [農業委員推薦書](#) (別記様式第1号 個人用) (PDF: 160KB)
- [農業委員推薦書](#) (別記様式第1号 個人用) 【記入例】 (PDF: 218KB)
- [農業委員推薦書](#) (別記様式第2号 法人用) (ワード: 50KB)
- [農業委員推薦書](#) (別記様式第2号 法人用) (PDF: 154KB)
- [農業委員推薦書](#) (別記様式第2号 法人用) 【記入例】 (PDF: 204KB)
- [農業委員応募書](#) (別記様式第3号) (ワード: 41KB)
- [農業委員応募書](#) (別記様式第3号) (PDF: 135KB)
- [農業委員応募書](#) (別記様式第3号) 【記入例】 (PDF: 166KB)
- [注冊書](#) (PDF: 68KB)

農地利用最適化推進委員

- [農地利用最適化推進委員募集要項](#) (PDF: 185KB)
- [農地利用最適化推進委員推薦書](#) (別記様式第1号 個人用) (ワード: 55KB)
- [農地利用最適化推進委員推薦書](#) (別記様式第1号 個人用) (PDF: 144KB)
- [農地利用最適化推進委員推薦書](#) (別記様式第1号 個人用) 【記入例】 (PDF: 204KB)

- [農地利用最適化推進委員推薦書（別記様式第2号 法人用）（ワード：49KB）](#)
- [農地利用最適化推進委員推薦書（別記様式第2号 法人用）（PDF：141KB）](#)
- [農地利用最適化推進委員推薦書（別記様式第2号 法人用）【記入例】（PDF：196KB）](#)
- [農地利用最適化推進委員応募書（別記様式第3号）（ワード：41KB）](#)
- [農地利用最適化推進委員応募書（別記様式第3号）（PDF：120KB）](#)
- [農地利用最適化推進委員応募書（別記様式第3号）【記入例】（PDF：153KB）](#)
- [注意書（PDF：68KB）](#)

お問い合わせ

産業観光部農林振興課担い手支援係
京都府亀岡市安町野々神8番地
電話番号：0771-25-5036
FAX：0771-25-4400

農業委員会事務局
京都府亀岡市安町野々神8番地
電話番号：0771-25-5059
FAX：0771-25-4400

亀岡市役所

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地 電話：0771-22-3131 FAX：0771-24-5501

Copyright © KAMEOKA CITY. All Rights Reserved.

亀岡市農業委員募集要項

亀岡市農業委員を任命するため、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者を下記のとおり募集します。

1 募集人員

19名

2 任用期間

平成29年7月20日 から 平成32年7月19日まで (3年間)

3 身分

亀岡市の特別職の非常勤職員

4 業務の内容

- (1) 農地の転用、権利移動等の農地法に基づく業務 (毎月1回)
- (2) 担い手への農地の集約化 (随時)
- (3) 耕作放棄地の発生の防止、解消の推進に関する業務 (随時) など
- (4) (1)～(3)に係る現地での調査、指導及び監視業務等

5 報酬

年額 194,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 推薦又は応募の日において18歳未満の者

7 推薦する者の資格

- (1) 推薦する者が個人の場合、次の要件を全て満たすものとする。
 - ① 推薦の日において市内に居住していること
 - ② 推薦の日において18歳以上であること
- (2) 推薦する者が法人又は団体の場合、次の要件のいずれかに該当するものとする。

- ① 推薦の日において市内に本店又は支店を有する法人であること。ただし、個人の場合の条件を満たす者3人以上が構成員となっている法人はこの限りではない。
- ② 個人の場合の条件を満たす者3人以上で構成された市内に所在する団体であること。ただし、団体の住所、代表者、構成員、設立目的及び決算方法の定めがある団体に限る。

8 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要事項を記入のうえ、(2)の期間内に(3)の必要書類を添えて、郵送又は持参により亀岡市産業観光部農林振興課へご提出ください。

なお、所定の様式は産業観光部農林振興課で備え付けているほか、亀岡市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 推薦及び募集の様式

区 分	様 式
個人による推薦	別記様式第1号：推薦書（個人用）
法人又は団体による推薦	別記様式第2号：推薦書（法人等用）
応募	別記様式第3号：応募書

(2) 推薦及び募集の受付期間

平成29年4月10日（月）から5月9日（火）まで。

ただし、推薦を受けた者及び応募した者が募集人員に満たない場合、受付期間を5月19日（金）まで延長します。

※最終日の午後5時15分必着

(3) 必要書類

- ① 推薦を受ける者及び応募する者の住民票（本籍及び筆頭者の記載があるもので、提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。）
- ② 推薦する者が法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の定款及び規約等の写し。
- ③ 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等（注1）の場合、そのことを証する書類。（推薦する者及び応募する者が当該書類を提出できない場合、関係行政機関へ認定農業者等に該当するか否かを照会することについて承諾いただく必要があります。）

注1：亀岡市では、管内の認定農業者の数が農業委員の定数の8倍を下回るため、「認定農業者等」に下記の者を含みます。

- ① 認定農業者である個人及び認定農業者である法人もしくは団体の業務を執行する役員又は法令で定める使用人
- ② ①であった者

- ③ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ④ 認定就農者である個人及び認定就農者である法人もしくは団体の業務を執行する役員又は法令で定める使用人
- ⑤ 京力農場プランに位置付けられた中核的担い手である個人及び法人の業務を執行する役員又は使用人
- ⑥ 指導農業士、女性農業士及び青年農業士
- ⑦ 平成28年中の農業所得が400万円を超える者

9 候補者の選考

農業委員の任命のために市議会の同意を求める対象者は、市役所に設置する「亀岡市農業委員選定委員会」において、提出書類等をもとに選考します。

なお、選考の過程において面接等を実施する場合があります。

また、選考の結果は5月下旬に産業観光部農林振興課の窓口、ホームページで公表し、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者へ個別の通知は行いません。

10 推薦及び応募の状況の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、産業観光部農林振興課窓口及びホームページで、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦した者（法人等）については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者等の該当の有無及び抱負
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦した者が推薦を受けた者を亀岡市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募した者が亀岡市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課（市役所3階）

TEL：0771-25-5036（農林振興課）

亀岡市農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集する区域及び募集人員

ブロック	区 域	募集人員
第1	亀岡地区（2人）、篠町（2人）、保津町（1人） 東つつじヶ丘・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘	5人
第2	東別院町（1人）、西別院町（1人）、 曾我部町（4人）	6人
第3	本梅町（2人）、畑野町（1人）、宮前町（2人）、 東本梅町（1人）	6人
第4	吉川町（1人）、蔦田野町（2人）、大井町（1人）、 千代川町（2人）	6人
第5	馬路町（2人）、旭町（1人）、千歳町（2人）、 河原林町（1人）	6人
	合 計	29人

2 任用期間

平成29年7月20日 から 平成32年7月19日まで（3年間）

3 身分

亀岡市の特別職の非常勤職員

4 業務の内容

担当する地域に関する下記の実践活動を行います。

- (1) 農地の利用状況調査及び利用意向調査（毎年1回以上）
- (2) 農地の適正利用の確保に向けた現地活動（随時）
- (3) 農地の貸し手・借り手の掘り起しやマッチング（随時）
- (4) 新規参入者への支援活動
など

5 報酬

年額 194,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、推薦又は応募の日において次のいずれにも該当しない者。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 18歳未満の者

7 推薦する者の資格

- (1) 推薦する者が個人の場合、次のいずれにも該当する者
 - ① 推薦の日において市内に居住していること
 - ② 推薦の日において18歳以上であること
- (2) 推薦する者が法人又は団体の場合、次のいずれかに該当する者
 - ① 推薦の日において市内に本店又は支店を有する法人であること。ただし、個人の場合の条件を満たす者3人以上が構成員となっている法人はこの限りではない。
 - ② 個人の場合の条件を満たす者3人以上で構成された市内に所在する団体であること。ただし、団体の住所、代表者、構成員、設立目的及び決算方法の定めがある団体に限る。

8 推薦及び応募に係る手続き等

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、(2)の期間内に(3)の必要事項を添えて、郵送又は持参により亀岡市農業委員会事務局へご提出ください。

なお、所定の様式は亀岡市農業委員会事務局窓口に備え付けているほか、亀岡市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 推薦及び募集の様式

区 分	様 式
個人による推薦	別記様式第1号：推薦書（個人用）
法人又は団体による推薦	別記様式第2号：推薦書（法人等用）
応募	別記様式第3号：応募書

(2) 推薦及び募集の受付期間

平成29年4月10日（月）から5月9日（火）まで。

ただし、推薦を受けた者及び応募した者が募集人員に満たない場合、受付期間を5月19日（金）まで延長します。

※最終日の午後5時15分必着

(3) 必要書類

- ① 推薦を受ける者及び応募する者の住民票（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ② 推薦する者が法人又は団体（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の定款及び規約等の写し。

9 委嘱

農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、推薦を受けた者及び応募した者の中から、亀岡市農業委員会の推進委員評価委員会において候補者を選考し、農業委員会総会において決定のうえ委嘱します。なお、選考の過程において面接等を実施する場合があります。

また、選考の結果は5月下旬に亀岡市農業委員会事務局窓口、ホームページで公表し、推薦した者、推薦を受けた者及び応募した者へ個別の通知は行いません。

10 推薦及び応募の状況の公表

受付期間の中間及び期間終了後に、亀岡市農業委員会事務局窓口及び亀岡市ホームページで提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに、区域ごとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦した者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦した者（法人等）については、名称、目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦した者が推薦を受けた者を農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募した者が農業委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数
- (7) 応募した者の数

11 その他の推薦及び応募に関すること

(1) 複数地区への推薦及び応募

推進委員は、同時に複数の区域へ推薦又は応募することができますが、選考の過程においていずれか1つの区域を指定して委嘱します。

(2) 農業委員と重複する推薦及び応募

農業委員と重複して推薦又は応募することができますが、農業委員と推進委員を兼ねることはできません。重複して推薦又は応募した場合、先に農業委員の候補者の選考を実施し、この選考に漏れた場合に限り、推進委員の候補者となることができます。

12 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒621-8501

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市農業委員会事務局（市役所3階）

TEL：0771-25-5059

産業建設常任委員会 4月27日追加資料

1 農地中間管理機構実績

農地中間管理機構による借受・転貸の実績

平成27年度 28.30ha

平成28年度 7.18ha

2 新規就農者の現状について

過去の作物は、把握しておりませんが、若手農業者を対象に今年1月に実施しました聞き取り調査によりますと、約95haの農地で、オクラ・サツマイモ・白菜・玉葱・大根・キャベツ・ナス・聖護院大根・聖護院カブ・ネギ・トウガラシ・水稻・麦・花卉・小松菜・ホウレン草・トマト・水菜・イチゴ・イチジク・ブドウ等多様な作物を栽培されています。